

丸亀市から転出される方へ



1 「転出証明書」をお渡しいたします。

(住民基本台帳カード、マイナンバーカードの交付を受けられている方は、転出証明書はありません。)

転出にともない、丸亀市において行う主な手続きには次のものがあります。
該当するものがあれば、お早めに担当課に問合せをして手続きをしてください。
なお、お近くの市民総合センター、市民センターで手続きができるものもあります。

本日お渡しした転出証明書にはマイナンバー(個人番号)が記載されています。取り扱いにはご注意ください。

令和6年12月2日現在

対象となる方	本庁担当課	丸亀市での手続き	「新住所地」での手続き
住民基本台帳カード、マイナンバーカードの交付を受けられている方	市民課 (1階)	住基カード、マイナンバーカードは新住所地でも引き続き使用していただけます。なお、署名用電子証明書は転出(予定)日に失効します。	住基カード、マイナンバーカードを持参して継続利用の手続きをしてください。
マイナンバーカードの申請をしたが、まだ交付を受けていない方		—	転入手続き後、再度申請してください。
印鑑登録をされている方		転出(予定)日に資格が喪失します。印鑑登録証をお持ちの方は返却してください。	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
国民年金に加入(第1号被保険者)の方		—	マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方は、原則不要です。新住所地の担当課にお尋ねください。
年金を受給されている方		国外へ転出される方は、国民年金資格喪失届が必要です。	—
		—	日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、原則不要です。新住所地の担当課にお尋ねください。
国民健康保険に加入されている方	保険課 (1階)	保険証または資格確認書を返却してください。	転入の際、申し出をしてください。
後期高齢者医療被保険に加入されている方		保険証または資格確認書を返却してください。後期高齢者医療制度による負担区分等証明書をお受け取りください。	後期高齢者医療制度による負担区分証明書を持参して手続きをしてください。
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当	子育て支援課 (2階)	喪失・住所変更の手続きが必要です。	新住所地の担当課で手続き方法をお尋ねください。
こども医療・ひとり親等医療		医療証を返却してください。	
心身障害者医療受給者証をお持ちの方	福祉課 (2階)	医療受給者証を返却してください。	新住所地の担当課で手続き方法をお尋ねください。
介護保険の被保険者の方	高齢者支援課 (2階)	介護保険証を返却してください。要介護認定を受けている方は、介護保険受給者資格証明書を市民課で受け取ってください。	左記の受給者資格証明書を添えて14日以内に要介護認定の申請を行ってください。

裏面もありますのでご覧ください。

対象となる方	本庁担当課	丸亀市での手続き	「新住所地」での手続き
公立小学校・中学校 に在学している児童 生徒のある方	学校教育課 (3階)	転学通知書を市民課で受け取り、学校で次の書類をもらってください。 ①在学証明書 ②教科用図書給与証明書他	転入の手続きのあとで、左記の書類を添えて、転入学手続きを行ってください。
* 転出の日付と転学の日付が違う場合は事前に学校教育課への相談が必要です。			
離島(本島・牛島・広島島・小手島・手島)に住民登録がある方	地域づくり課 離島振興室 (3階)	丸亀市離島住民カードを返却してください。	—
ゴミに関すること	クリーン課 58-7453	クリントピア丸亀(平日13時～16時)に搬入もできます。粗大ごみの専用受付ダイヤル ⇒☎0877-58-7455	新住所地の担当課で手続き方法をお尋ねください。
水道の加入者	香川広域水道企業団 中讃ブロック 統括センター	電話でお問い合わせください。 ⇒☎0877-98-1107 (お客さまセンター)	新住所地の担当課で手続き方法をお尋ねください。
バイク(125cc以下)をお持ちの方	税務課 (1階)	ナンバープレート・標識交付書を持参して、廃車の手続きをしてください。	廃車証明書を持参してあらたにナンバープレートの交付を受けてください。新住所地で廃車・登録の手続きができる場合もあります。(詳しくは新住所地でお尋ねください。)
その他のバイク、軽自動車・普通車等をお持ちの方		管轄の陸運支局、軽自動車検査協会へお尋ねください。なお県外で軽四輪の変更手続きをされる方は、その旨丸亀市に連絡してください。	

2 新住所地での転入の手続きは

新しい住所に住み始めた日から14日以内に、次のものを持参して新住所地の市区町村に転入届をしてください。正当な理由がなく届出をされないときは、住民基本台帳法第51条第2項の規定により50,000円以下の過料に処せられることがありますので、ご注意ください。

- 丸亀市からの転出証明書

(住基カード、マイナンバーカードの交付を受けられている方は住基カード、マイナンバーカードも必要です。)

- 窓口に行く人の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証などの公的な身分証明書)

※ この他印鑑が必要な場合や、代理人のときは委任状が必要な場合もありますので、新住所地の市区町村で確認してください。

3 転出を取りやめた場合は

すみやかに転出証明書(住基カードをお持ちの方は住基カード、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード)と印鑑を窓口を持参して、転出取消の届出をしてください。

4 転出予定の住所と異なったところに転出する場合は

この転出証明書(住基カードをお持ちの方は住基カード、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード)をそのまま、住民登録する新住所地の市区町村に提出してください。転出証明書を変更する必要はありません。

5 連絡先

丸 亀 市 役 所



本 庁	(代表) 市民課	電 話	住 所
		0877-23-2111	〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
		0877-24-8810	
綾歌市民総合センター(代表)		0877-86-2311	〒761-2492 香川県丸亀市綾歌町栗熊西1638番地
飯山市民総合センター(代表)		0877-98-2251	〒762-8515 香川県丸亀市飯山町川原1114番地1
本島市民センター		0877-27-3222	〒763-0223 香川県丸亀市本島町泊410番地1
広島市民センター		0877-29-2030	〒763-0102 香川県丸亀市広島町江の浦373番地3